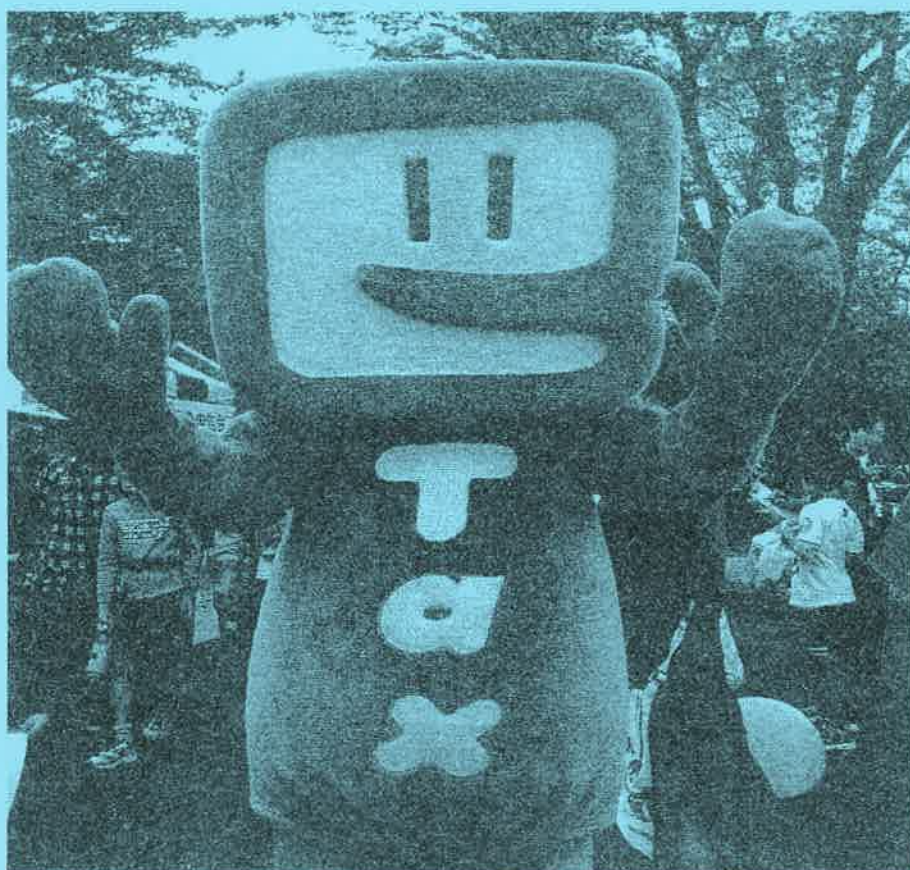


平成24年9月発行

間税会ニュース



消費税 活かすみんなの間税会

神奈川県間税会

〒223-0053

横浜市港北区綱島西2-7-6

綱島商店街協同組合内

TEL 045-531-0828

FAX 045-531-5498

目 次

1	会長あいさつ	-1-
2	着任のご挨拶	-2-
3	第45回通常総会開催される	-3-
4	平成23年度決算報告 平成24年度予算	-4-
5	平成24年度事業計画	-5-
6	神奈川税務署の人事異動	-6-
7	税務署からのお知らせ	-7-
8	事務局からのお知らせ	-9-

会長あいさつ

会 長
小 山 正 武

世界に夢と感動を与えたロンドンオリンピックが閉幕して一ヶ月経ち、ずいぶんと昔の出来事のように感じてはおりますが、なでしこに代表される女性アスリートの活躍や数十年ぶりにメダルを獲得した競技などから本当に元気をもらいました。

あらためまして、会員の皆様方には、平素より当会の運営にあたり格別のご協力とご支援を賜り、深く御礼申し上げます。また、先般は第45回通常総会において、会員の皆様にご出席いただき、提出された各議案が原案どおり承認可決されました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

さて、神奈川税務署におかれましては、この度の定期人事異動で多くの方が交代されました。多大なるご指導とご協力を頂きました阿部署長は転勤され、その後任として大和署々長でおられた千葉署長がご就任されました。また、富永副署長と岩間法1統括官が新たに着任されました。当会担当の小向法2統括官は留任となります。千葉署長はじめ幹部の皆様には、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災の影響もいまだ癒えず、内外ともに厳しい我が国の経済情勢であります。そうした中、消費税のあり方については社会保障制度改革との関連などからマスコミに取り上げられることも多く、皆様の関心も高く、その重要性はますます高まるものと考えています。

そのような中で、消費税を中心とした間接税に関する唯一の税務協力団体である当間税会は、消費税を理解し支援する団体として、その存在と意義、果たす役割が今まで以上に大きくなると思われまます。

そのため、会員相互の親睦を深めて組織基盤の確立を図るほか、1人でも多くの方々に当会に加入していただくことで、組織の拡充を図っていきたくと考えております。会員の皆様により一層のご協力をお願い申し上げる次第です。

最後になりましたが、会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を祈念致しまして、ごあいさつとさせていただきます。

着任のご挨拶

神奈川税務署長 千葉 斉

初秋の候、神奈川間税会の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で神奈川税務署長を拝命しました千葉でございます。前任地は大和署の署長でございました。前任者の阿部署長同様に変わらぬご厚誼を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

神奈川間税会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税を考える週間における各種協賛行事への参加など税務行政全般にわたるご協力を頂くとともに、間接税に関する唯一の関係民間団体として、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努めておられます。これもひとえに小山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方のご尽力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて東日本大震災やギリシャショックなどに起因して、内外の経済情勢は混迷の極にあります。財政再建と景気対策が喫緊の課題とされる中で、多くの税制改正が実施され、国民の税に対する関心もますます高まっている昨今であります。税務の職場にある我々は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に寄与すべく、広報活動や租税教育の場をとおして、納税者の皆様に納税義務の理解と実行への支援をいただきつつ、善良な納税者が課税の不公平感をもつことがないよう、不正悪質な納税者への調査指導に努めてまいります。

一方で、納税者の皆様の利便性の向上と、行政コスト削減の実現に向けて、e-Taxの利用拡大や内部事務一元化を更に推進してまいります。

間税会員の皆様方におかれましては、税務のよき理解者としてe-Taxの利用促進並びに税務行政への運営へのご理解とご協力を今後ともお願い申し上げます。

結びに当りまして、神奈川間税会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご発展を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

第 45 回 通常総会開催される

第 45 回通常総会が、平成 24 年 5 月 30 日（水）横浜銀行綱島支店会議室において、会員 58 名（委任状の提出者を含む）が出席し、来賓として神奈川税務署から阿部署長はじめ幹部の方々、税務友誼団体長の方々の御臨席を賜り、開催されました。

総会は小林副会長の司会により進行され、総会の成立が報告された後、大谷理事による開会の辞があり、続いて小山会長から挨拶がありました。

その後、小山会長が議長となり、議案の審議に入りました。

議長の指名により、第一号議案を中森副会長、第二号議案を黒川理事が、それぞれ説明し、原案のとおり承認可決されました。

続いて第三号議案を中森副会長、第四号議案を黒川理事が、それぞれ説明し、原案のとおり、承認可決されました。

すべての議事終了後に来賓を代表され、神奈川税務署の阿部署長より丁寧なご祝辞を賜り、大谷理事による閉会の辞をもって総会は終了しました。

（議案の内容）

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号議案 | 平成 23 年度事業報告の承認を求める件 |
| 第 2 号議案 | 平成 23 年度決算報告の承認を求める件 |
| 第 3 号議案 | 平成 24 年度事業計画案の承認を求める件 |
| 第 4 号議案 | 平成 24 年度予算案の承認を求める件 |

(第2号議案)

平成23年度 収入・支出計算書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

収入の部

	23年度予算	23年度実績
1 前期繰越金	647,265円	647,265円
2 会費収入	700,000円	630,000円
3 研修会参加者負担金	100,000円	114,000円
4 雑収入・預金利息他	100,000円	110,078円
計	1,547,265円	1,501,343円

支出の部

	23年度予算	23年度実績
1 神奈川県間税会連合会費	150,000円	156,624円
2 第44回定時総会費用	100,000円	79,850円
3 諸団体行事参加費用	200,000円	145,000円
4 広報宣伝活動費	140,000円	102,800円
5 退任慰労金	0円	100,000円
6 通信費	60,000円	33,930円
7 消耗品費	80,000円	74,379円
8 支払手数料	30,000円	9,285円
9 青年部・女性部活動費・研修会費	250,000円	338,426円
10 雑費	20,000円	22,816円
11 次期繰越金	517,265円	438,233円
計	1,547,265円	1,501,343円

(第4号議案)

平成24年度 予算

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

収入の部

1 前期繰越金	438,233円
2 会費収入	680,000円
3 研修会参加者負担金	120,000円
4 雑収入・預金利息他	120,000円
計	1,358,233円

支出の部

1 神奈川県間税会連合会費	155,000円
2 第45回定時総会費用	85,000円
3 諸団体行事参加費用	150,000円
4 広報宣伝活動費	120,000円
5 通信費	40,000円
6 消耗品費	75,000円
7 支払手数料	10,000円
8 青年部・女性部活動費・研修会費	300,000円
9 雑費	30,000円
10 予備費	393,233円
計	1,358,233円

平成24年度事業計画

1 基本的な考え方

- (1) 会員の円滑な発展、経営の健全な向上を図るための諸施策を推進する。
- (2) 税務知識の普及及び税務に関する建設的な意見の具申、並びに税務行政に対し適正な協力を行う。
- (3) 本会と同趣旨の税務協力団体との連絡協調を行う。
- (4) 会員増強のため「一人が一人勧誘運動」を展開する。
(青年部、女性部を含む。)
- (5) e-Taxの利用拡大を推進する。
- (6) 商工会議所との連携を深め、かながわ宿ブランド、こうほくブランドの共創委員会に協力する。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

2 事業計画

年 月	総会	役員会	研修会	見学会	間税会 ニュース の発行	青年部会 女性部会
平成 24年4月		1				
5月	1					
6月						
7月			e-Tax	必要に 応じて 開催す る		必要に応 じて開催 する
8月			と消費			
9月			税に関す		1	
10月		1	る研修会			
11月			を開催す			
12月			る			
25年1月					1	
2月						
3月						
計	1	2			2	

神奈川県税務署の人事異動

神奈川県税務署の人事異動が7月10日付けで行われました。阿部署長は転勤され、あらたに大和税務署の署長から、千葉署長がご就任されました。

主な方々の異動状況は以下のとおりです。

注) 一部の方のみの掲載とさせていただきます。

神奈川県税務署人事異動状況

官 職	新メンバー		旧メンバー	
	氏 名	前任部署等	氏 名	異動先部署等
署 長	千葉 齊 チハ ヒシ	大 和 署 長	阿部 方也	局 調三 統括官
副署長 (法人担当)	富永成則 トミナガ シゲノリ	渋谷 法人特官	齊藤 正美	藤沢 法人特官
副署長(総務担当)	横山 一典	(留任)		
副署長 (個人担当)	田崎俊夫 タサキ トシオ	藤 沢 総務課長	伊倉 博	局 課一 訟務官
総務課長	前野 弘	(留任)		
法人課税第1部門 統括官	岩間正満 イワマ マサツ	町 田 法人1統括官	宮崎 裕市	新宿 源泉特官
連絡調整官	山口孝昭	(留任)		
審理専門官	清水孝秋	(留任)		
法人課税第2部門 統括官 (消費税・間接諸税担当)	小向 伸一	(留任)		
上席調査官	大澤 弘文	(留任)		
上席調査官	豊岡 淑 トヨオカ キヨシ	横浜中 法人2上席	山崎 真紀	品川 法人1上席
法人課税第3部門 統括官 (源泉所得税担当)	江川 雅章	(留任)		

税務署からのお知らせ

消費税法改正のお知らせ

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。(消費税法第9条の2)

これまでの免税点制度(基準期間の課税売上高が1,000万円を超えると課税事業者となります)に加えて、次の要件が追加されました。

基準期間における課税売上高が1,000万円未満であっても、当課税期間の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6ヶ月間(特定期間という)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合のみ全額を控除することができることとされました。(消費税法第30条第2項)

したがって、当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合、又は課税売上高が95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入税額控除の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 還付申告への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合、「消費税の還付申告に関する明細書」(法人用:第28-(9)号様式、個人事業者用:第28-(8)号様式)を添付しなければならないこととされました。(消費税法施行規則第22条第3項)

「消費税の還付申告に関する明細書」は、これまで還付申告書に添付をお願いしていました「仕入控除税額に関する明細書」の記載事項に加え、課税資産の譲渡や輸出取引に係る項目等について記載することとされています。

* 控除不足還付税額(消費税申告書⑧及び⑨欄)がない申告書(中間納付還付申告書)には添付する必要ありません。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されています。

○ ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた納期限までに納付していただく必要があります。

☑ 延滞税がかかります。

- ※ 納期限までに完納されない場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。
- ※ 延滞税率は年14.6%です。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税率は、年7.3%と前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%のいずれか低い割合になります。

☑ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

- ※ 督促状が送付されてもお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

☑ 納税証明書「その3」が発行されません。

- ※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。



災害や病気などによって、国税を一時に納付することができない方のために、納税の猶予等の納税の緩和制度があります。

納税の猶予とは

次のような理由によって国税を一時に納付することができない場合は、納税者の方の申請に基づいて、1年以内の期間に限って納税の猶予を受けることができます。

- ① 財産について、災害を受け又は盗難にあったこと
- ② 納税者又は家族などが病気にかかったり負傷したこと
- ③ 事業を廃止し又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 法定申告期限から1年以上経過した後に、修正申告や更正などにより納付すべき税額が確定したこと



- ※ 猶予の許可がされると猶予期間中の延滞税は全部又は一部が免除されます。
- ※ やむを得ない理由により、猶予期間内に納付できない場合は、猶予期間の延長を申請することができます。
- ※ 納税の猶予を受けるためには、原則として担保の提供が必要です。

納税の猶予を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。
詳しくは税務署の徴収担当にご相談ください。

新規会員加入奨励のお願い

当会の組織の拡大と強化を図るため、お知り合いの方々や取引先の方々に声をかけていただき、一人でも多くの方々に加入していただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

加入の申し込みや、お問い合わせは事務局までご連絡ください。なお加入の奨励に当たっては、下記に掲げた「神奈川間税会について」を参考にしてください。

《神奈川間税会事務局》

〒223-0052

横浜市港北区綱島西 2-7-6

綱島商店街協同組合 内

Tel 045-531-0828

Fax 045-531-5498



間税会ニュースへの寄稿のお願い

間税会ニュースを充実したものにするため、会員の皆様からの寄稿をお待ちしています。原稿用紙1~2枚程度で、内容についての指定はございません。

お寄せいただいた原稿は、随時、間税会ニュースに掲載させていただきます。

(原稿の送付先 神奈川間税会事務局)